

平成24年第1回尾張旭市公平委員会議事録

- 1 開催日時
平成24年3月7日（水）
開会 午前10時00分
閉会 午前10時45分
- 2 開催場所
尾張旭市役所2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 黒澤佳代
委員 戸塚理人
委員 岡本浩
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
行政課長 河村 晋
行政課長補佐 田中 健一
行政課副主幹 森下 佳美
- 7 会議に付した事件
第1号議案 職員団体の申請書の記載事項の変更登録について
- 8 議事要旨

行政課長	<p>本日は、ご多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>本市におきましては、先月の市長の辞任を受け、副市長によります職務代理者を置きまして、事務を行っている状況でございます。3月25日には市長選挙を執行する予定とし、それに向けて選挙事務を進めております。</p> <p>また、先日の市議会において、公平委員の再任についても承認されましたので、引き続き委員の皆様にはよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは議事の進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。</p> <p>それではよろしくお願ひいたします。</p>
委員長	<p>委員3名が出席しております。</p> <p>地方公務員法第11条第1項に基づき定足数を満たしておりますので、ただ今より平成24年第1回尾張旭市公平</p>

委員長	<p>委員会を開会します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の議案は、『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』の1議案でございます。</p> <p>それでは議案について、事務局から説明してください。</p>
事務局 (課長補佐)	<p>(資料の確認)</p> <p>それでは、資料の2ページをご覧ください。</p> <p>第1号議案『職員団体の申請書の記載事項の変更登録について』を、御説明いたします。</p> <p>この案の関係法令等を御説明いたしますと、まず地方公務員法第53条第9項に規定がございます。</p> <p>条文は関係法令の抜粋をお配りしておりますので、御参照ください。</p> <p>その要旨は、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならないというものでございます。</p> <p>また、尾張旭市職員団体の登録に関する条例第4条第1項には、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもって届け出なければならないとする規定がございます。</p> <p>これらの規定により、登録を受けている職員団体であります尾張旭市教員組合の代表者から届出があり、当該職員団体の申請書の記載事項を変更登録する必要が生じたものでございます。</p> <p>変更の内容は2点ございます。まず1点目は、組合事務所の所在地の変更でございます。変更届の写しは、資料の3ページに添付してございます。当該組合の事務所の所在地が、尾張旭市下井町前の上1602番地1の東中学校内から大塚町二丁目10番地1の瑞鳳小学校内へ変更になったものでございます。なお、組合の事務所は、当該組合規約第1条において、組合長の勤務校と定められているものでございます。</p>

	<p>届出の2点目は、理事その他の役員に関する事項の変更でございます。資料の4ページに改任届の写しを添付してございます。当該組合規約第16条の規定により、役員は組合長を始め4名であり、この度全ての役員が変更になり届出があったものでございます。</p> <p>なお、資料の5ページには、役員の選出に係る、当該組合の選挙管理委員長による役員改任の証明書の写しが添付してございます。</p> <p>以上2点の届出内容を、法令等根拠条項等に照らし確認したところ、適正であるといえます。宜しく御審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
委員長	ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。
戸塚委員	尾張旭市職員団体の登録に関する条例に、公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に、登録をした旨又はしない旨を、申請をした職員団体に通知しなければならないとの規定がありますが、今回は大丈夫ですか。
事務局	期限が近いので、速やかに事務を進めます。
委員長	よろしくお願ひします。 他に御質問はございませんか。
	(質問なしの声)
委員長	質問はないようです。 尾張旭市教員組合の職員団体の申請書の記載事項を、公平委員会に変更登録することについて、御異議はございませんか。
	(異議なしの声)
委員長	御異議がないようですので、事務局で、通知及び登録簿への登録をお願いします。 では次第3の「その他」に移ります。委員の皆様方から何かございますか。

岡本委員	公務員制度のいろんな動きがありますが、尾張旭市には教職員の組合はあっても、市役所の職員組合はありません。職員は、公務員制度などについての勉強はどのようにしていますか。
行政課長	人事課や幹部会といったところから情報提供を受けたりしますが、職員個人の情報収集によるところが大きいです。
岡本委員	教職員の組合と市の間で、交渉はありますか。
行政課長	尾張旭市ではありませんが、尾張旭市教育委員会との交渉は、年に2回あります。そこでの話し合いの結果を、組合にフィードバックしています。
岡本委員	以前にも、お聞きしましたが、職員組合を作ろうという動きはありませんか。
行政課長	ございません。
委員長	ありがとうございました。 委員の皆様、他に何かございますか。
	(なしの声あり)
委員長	事務局からは何かありますか。
事務局 (森下)	平成23年度の尾張旭市職員の分限及び懲戒処分の状況について、平成24年3月1日時点のものではございますが、事務局よりご報告いたします。 お手元の資料をご覧ください。昨年度に引き続きまして、項目1のアの休職処分が3件ございました。理由は、心身の故障により長期の休養を要する場合の休職でございます。 これらの内容につきましては、3件とも、病気休暇を取得した後、その最長期間である90日を過ぎても休養加療が必要であったため休職処分となったものでございます。 処分の程度でございますが、6カ月及び1年が1件ずつ、もう1件は、平成23年10月18日から今年度末までの

	<p>約 5 カ月半でございます。</p> <p>なお、3 件全て、今年度初めて処分となったものでございます。</p> <p>その他の処分はございませんでした。</p> <p>なお、平成 23 年度の数字が固まりましたら、次回の公平委員会にて報告させていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>ただ今、事務局から職員の分限及び処分の報告をいただきましたが、これについて、委員の皆様、いかがでしょうか。</p>
	<p>(質問なしの声あり)</p>
委員長	<p>事務局からはいかがですか。</p>
課長	<p>とくにございません。</p>
委員長	<p>それでは、これをもちまして、尾張旭市公平委員会を閉会いたします。</p>